

令和4年10月20日

令和4年度科学研究費助成事業等内部監査報告書

理事長 榊 裕之 殿

監査室長 岩 阪 豊

国立大学法人奈良国立大学機構内部監査規程に拠る令和4年度科学研究費助成事業等内部監査実施計画に基づき内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 内部監査の概要

- (1) 監査区分 定時監査
- (2) 監査期間 令和4年8月1日～令和4年9月30日
- (3) 監査対象 令和3年度科学研究費助成事業による研究課題から抽出した30件（奈良教育大学8件、奈良女子大学22件）、令和3年度委託研究事業から抽出した環境再生保全機構による委託研究事業（奈良教育大学1件）及び科学技術振興機構による委託研究事業（奈良女子大学1件）に係る研究代表者・研究分担者、機構財務課、奈良教育大学企画・財務課
- (4) 監査事項 科学研究費助成事業等による研究費の管理
- (5) 監査方法 書面監査及び実地監査（ヒアリング）
- (6) 監査内容 事務局で保管している支出決議書、納品書、旅行命令簿等の書類を確認するとともに、事務責任者及び担当者に対して会計処理に係る合规性や有効性等の確認を行った。また、科学研究費助成事業のうち監査対象事業の10%以上となる4事業（奈良教育大学1件、奈良女子大学3件）の研究代表者に対して、物品等の購入、旅費の支出、アルバイト雇用者の勤務管理、研究遂行上の運営面での課題等の聴取を行った。

- (7) 監 査 員 監査室長 岩 阪 豊
 監査室監査係長 西井一人

(8) 監査結果

令和4年度科学研究費助成事業等内部監査実施計画に基づき内部監査を実施した結果、抽出した科学研究費助成事業及び委託研究事業による研究費については、物品等の購入、旅費の支出、アルバイト雇用者の勤務管理等が適正に行われていることを確認した。また、両大学において、物品発注やアルバイト雇用に関するルールや不正防止対策が関係者に理解され遵守されるよう研修等に取り組まれており、教員へのヒアリングにおいてもこれらが認知されていることを確認した。

以上のことから、今回の監査結果は良好であると判断する。

(9) 監査所見

監査結果のとおり、法令や規程に反した事案など、改善報告を求めるものは見受けられなかったが、書面監査及び実地監査（ヒアリング）を通じて認識に至った事案について、以下のとおり所見を記す。

① 発注者のサインが漏れている納品書があった。

発注者が納品時に現物を確認していない場合、検収センターで現物を確認し検印されていたとしても、納品書が発注しようとした内容を正確に反映したものであるかの確認には至らず、購入しようとしていたものと現物との齟齬が生じる可能性が考えられる。なお、奈良女子大学においては、1契約が100万円未満で1品50万円未満の物品購入であれば教員が直接発注できる。

本件については、納品後に教員からの支払の依頼に基づいて支出処理が行われており、改善すべき事案に至らないまでも、業者から発注者に現物が確実に渡ったことが書類上分かるようにした上で検収を行うよう注意を促した。

② Web システムのカスタマイズや保守費用の請求にあたり、作業の成果物や費用の内訳を示す証拠書類が添付されないまま請求書が受理されている事案がある。IT リソースが十分でない中でシステムの作動テストの結果や必要条件を定義し支出の妥当性を説明することの困難さはあるにしても、その他物品等の納品時検査や証拠書類添付の精緻さに比べ考の余地はあると思われる。何をもって納品され、検収したとみなすのか、適正手続きの説明責任と費用の妥当性を突き詰める観点から、定時会計監査においても引き続き他の事案を含め注視していきたい。

監査実施日	被監査部局等	監査内容	監査結果	改善意見等
令和 4年 8月 1日（月） ～ 9月30日（金）	機構財務課 奈良教育大学企画・財務課 機構人事課 奈良女子大学学術情報課	物件費関係		
		伝票・購入依頼書・寄附手続関係書類		
		発注について	特に問題はなかった。	
		納品検収について	発注者のサインが漏れている納品書があった。	
		売掛帳簿との突合	特に問題はなかった。	
		立替払いについて	特に問題はなかった。	
		支払いについて	特に問題はなかった。	
		資産管理について	特に問題はなかった。	
		旅費関係		
		伝票・旅行命令簿・出張報告書・出勤簿及び旅費関係書類		
		旅行内容について	特に問題はなかった。	
		旅費計算について	特に問題はなかった。	
		事実確認について	特に問題はなかった。	
		支給手続きについて	特に問題はなかった。	
		人件費・謝金関係		
		伝票・関係書類		
		雇用手続きについて	特に問題はなかった。	
		実施手続きについて	特に問題はなかった。	
		事実確認について	特に問題はなかった。	

監査実施日	被監査部局等	監査内容	監査結果	改善意見等
令和 4年 9月14日（火） ～ 9月17日（金）	教員ヒアリング（4名）	支給手続きについて	特に問題はなかった。	
		その他 収支簿等	特に問題はなかった。	
		アルバイト・謝金関係 諸手続き 研究課題との関連 就労管理	特に問題はなかった。	
		旅費関係 諸手続き 研究課題との関連 用務内容	特に問題はなかった。	
		物件費関係 教員発注範囲の遵守状況 購入物品の用途 備品の管理状況	特に問題はなかった。	
		その他 説明会・研修会、e-learningへの取組状況	特に問題はなかった。	
		行動規範・不正防止計画・事務手続きガイド等の認知	概ね認知されていた。	
		要望事項	学内で共同利用している装置の利用料を学内予算で支出しているが、科研費で支出することはできないか。利用料で学内予算の半分がなくなってしまう。 大型装置が壊れた場合の修繕費はどうなるのか。予算の繰り越しができないため学内予算で積立てができない。	研究設備・機器を共同利用する際の利用料負担の枠組みについて、国のガイドラインを踏まえた検討が必要。 現在、研究企画室の下の機器共用利用推進WGにおいて、ルール作りに向けて機器のリストアップに着手している。